

平和問題研究連絡委員会報告

## 21世紀における平和学の課題

平成17年7月21日

平和問題研究連絡委員会

この報告は、第 19 期日本学術会議平和問題研究連絡委員会の審議結果を取りまとめ発表するものである。

## 第 19 期日本学術会議平和問題研究連絡委員会委員

委員長	岡本 三夫	( 広島修道大学名誉教授 )
委員 ( 幹事 )	安斎 育郎	( 立命館大学国際関係学部教授 )
委員 ( 幹事 )	君島 東彦	( 立命館大学国際関係学部教授 )
委員	井口 和起	( 京都府立大学名誉教授 )
委員	宮本袈裟雄	( 武蔵大学人文学部日本・東アジア比較文化学科教授 )
委員	奥脇 直也	( 東京大学大学院法学政治学研究科教授 )
委員	宮下 国生	( 流通科学大学商学部教授、神戸大学名誉教授 )
委員	柴田 徳思	( 日本原子力研究所特別研究員・東京大学名誉教授 )
委員	茅 陽一	( 地球環境産業技術研究機構副理事長・研究所長・東京大学名誉教授 )
委員	瀬戸 昌之	( 東京農工大学大学院共生科学技術研究部教授 )
委員	佐藤 洋	( 東北大学大学院医学系研究科教授 )
委員	石川 捷治	( 九州大学大学院法学研究院教授 )
委員	内海 愛子	( 恵泉女学園大学人間社会学部教授 )
委員	奥本 京子	( 大阪女学院大学国際・英語学部助教授 )
委員	北沢 洋子	( 前日本平和学会会長・国際問題研究家 )
委員	高良 鉄美	( 琉球大学法文学部教授 )
委員	土山 秀夫	( 長崎大学名誉教授・元学長 )
委員	舟橋 喜恵	( 広島大学名誉教授 )
委員	山根 和代	( 高知大学講師 )

## 〔要 旨〕

### 1．報告書の名称

「21世紀における平和学の課題」

### 2．報告書の内容

#### 1) 作成の背景

日本学術会議が、創設以来、核兵器と戦争、専制と隷従、圧迫と偏狭など、国際社会の病根を除去し、平和の基礎を固めるために一定の社会的貢献をしてきたことは広く内外に知られているところである。平和問題の科学的・学術的営為は、ブダペストでの国際科学会議(ICSU)では「平和のための科学」(Science for Peace)として、大学学長タロワール会議(Taloir Conference)では「地球的な死を回避する科学」として取り上げられ、またUNESCOなどでも平和研究(Peace Research)ないし平和学(Peace Studies)として認知され、戦争やテロなどの「直接的暴力」だけでなく、圧制・貧困・疾病などの「構造的暴力」からも解放された、真に平和な国際社会の建設をめざす新たな学術的・教育的な試みとして注目され、発展してきた。しかし、このような広義の平和問題は、研究対象と領域が途上国の貧困と疾病までも含む広範な分野に及んでいることから容易に首肯し得るように、あらゆる学問領域を代表する科学者コミュニティである日本学術会議のような学際的な機関にして、初めて本格的に取り組むことのできる科学的・学術的な試みである。

現代世界は、科学と科学技術の進歩発展にもかかわらず、核兵器、環境汚染、人口爆発、貧困などによって永続的繁栄を阻まれ、存続の危殆に瀕している。人類生き残りのための究極の学問(the ultimate science for human survival)とさえ言われる平和学・平和研究(以下、平和学)は、政治、経済、産業、学術、教育、芸術、スポーツ、娯楽等、あらゆる人間的営みの土台を確実なものとし、より一層の学際的な協力と学術研究者のたゆまぬ研鑽を媒介にして科学的に追究されることが要請されている。

#### 2) 現状及び問題点

- (1) 21世紀初頭の世界は戦争、テロ、大量破壊兵器の拡散、環境破壊と汚染、エイズその他の感染症の蔓延などによって前世紀を超える「暴力の世紀」になっている。
- (2) 主要国の中には世界の暴力的状況を解決しようとして軍事力の増強と民衆の不満の抑え込みを志向している政府もあるが、そのような政策は対抗暴力を刺激・誘発し、問題の解決をかえって複雑かつ困難にしている。
- (3) 戦争と抑え込みに挑戦するテロが頻発しているため、多くの子ども、女性、年配者を含む無実の民間人に被害が及び、人々は未来に希望が持てない状況に追い込まれている。

### 3．本報告の主旨

これら諸問題の解決は、日本学術会議がその発足以来精力的に取り組んできた国際的な諸問題と密接に関係しており、平和問題研究連絡委員会(以下、平和研連)においても頻繁に取り上げられてきたところであるが、日本の科学者コミュニティは、日本一国の国益(national interest)に留まらず、人類益(human interest)の達成という高い見地から現状打開の方策を徹底的に研究し、直接的・構造的暴力の克服と世界平和構築の要請に応えるために、一層の科学的追求を継続していく必要がある。

## 目 次

. 平和問題を対象とした学術研究体制 .....	1
. 国際社会が直面する諸問題の地平 .....	2
. 平和学の課題 .....	4
1 ) 核兵器・通常兵器・安全保障 .....	4
核兵器の廃絶 .....	4
小型武器（小火器）の軍縮 .....	5
情報化時代の防衛 .....	5
国家安全保障と人間の安全保障 .....	6
2 ) グローバリゼーションと国際法 .....	6
人道的介入について .....	6
非軍事的手段による紛争解決・紛争転換 .....	6
経済と金融の分野におけるグローバリゼーション .....	7
グローバル化するテロリズム .....	7
ユニラテラリズム（単独行動主義）の問題 .....	8
3 ) 構造的暴力の諸相 .....	8
環境破壊・環境汚染と平和 .....	8
エイズその他の感染症 .....	9
宗教・人種・民族問題 .....	9
構造的暴力から見たジェンダー問題 .....	10
4 ) 戦争の記憶と責任問題 .....	10
戦争責任と戦後補償 .....	10
5 ) 平和の創造に向けて .....	11
多民族・多文化の共生 .....	11
平和創造における芸術の役割 .....	11
平和文化 .....	11
平和教育 .....	12
平和運動 .....	12
. 平和学の継承とその発展の必要性 .....	13

## 2 1 世紀における平和学の課題

### ・ 平和問題を対象とした学術研究体制

米ソ冷戦が終結して15年余、期待した「平和の配当」は消え去り、世界はいま冷戦時代以上に混沌とした危険に満ち、いつ・どこで・何が起きても不思議でないような予測不可能な時代に突入してしまった。平和は「戦争がなくて世が安穩であること」と定義されるが(『広辞苑』第5版)、2001年9月11日に米国で起きたテロ事件以来、アフガニスタン戦争、イラク戦争と、休む間もなく戦争が引き起こされ、世界各地でテロリズムが発生している状況は、安穩さを喪失した、およそ平和とは程遠い状況だと言わざるを得ない。

第二次世界大戦終結後、生々しい戦争の悲惨がまだ人びとの記憶に鮮明に残っていた時期に誕生した日本学術会議は、先の戦争を厳しく反省する中から、「日本学術会議法」の冒頭で、「科学者の総意の下に、我が国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献」することをその使命とすると明言し、20世紀後半と21世紀の世界、否、未来永劫の世界における「戦争がなくて安穩な」人類社会の建設に向かって、学術の面から貢献したいという堅い決意を内外に示したのであった。

以来、日本学術会議は学術研究体制の民主化と教育における機会均等などに取り組む中で、憲法が保障する国民の安全と福祉を中心とする国造りをめざし、平和問題に対する学術研究体制の整備に努め、今日に及んでいる。

日本学術会議の歴史の中で特筆すべきは、第63回総会(1973年4月)において「平和問題研究連絡委員会」(「平和研連」)の設置を承認したこと、第66回総会において「我が国における平和研究の促進について」(勸告、1974年11月)<sup>(注1)</sup>を採択したこと、日本平和学会との共催によって第14回国際平和研究学会(International Peace Research Association=IPRA)総会を京都に誘致し、40カ国から400名を超える専門家の招致に成功したこと(1992年)などである。

それ以外にも、日本学術会議は、『IPRA活動要覧』(1977年)<sup>(注2)</sup>という国外調査資料(冊子)の発行、「平和に関する研究の促進について 平和学の歴史、現状及び課題」(1994年4月)という対外報告の採択(第15期)<sup>(注3)</sup>、『平和学』の研究推進の提言「日本の学術研究者の自省」(2002年11月)と題した対外報告の採択(第18期)<sup>(注4)</sup>などに見られるように、科学的・学術的な側面から平和問題を積極的に取り上げ、広く内外の学会や協会との協力関係を維持・強化しつつ、戦争、テロリズム、抑圧、貧困、自然破壊などのない安定した日本と人類社会の創出に全力を傾注してきたのである。

なお、第15期の対外報告は、委員たちの協力のもと、補足的な論考を加え、1995年には斎藤哲夫・関寛治・山下健次編『平和学のすすめ その歴史・現状及び課題』<sup>(注5)</sup>として法律文化社より出版された。また、第18期の対外報告は全文が英訳され、日本学術会議発行の海外向け英文冊子“In Pursuit of Peace, Human Rights and Human Security: A Message from Japanese Scientific Community”(「平和・人権・人間の安全保障を求めて 日本の科学者コミュニティからのメッセージ」)の中の収録論文として、2005年5月18日~20日にロンドンで開催された第7回「国際人権ネットワーク」(IHRN)総会において戒能通厚日本学術会議副会長によって提出され、国際的にも一定の評価を得ることができた。

平和研連が設置された半年後に、日本平和学会（2005年7月現在、会員数は約800人、現会長は村井吉敬上智大学教授）が呱呱の声を上げたことも重なって、平和問題に特化した日本の学術体制に弾みがつき、「平和学」ないし「平和研究」を冠した講座（＝授業）が各地の大学のカリキュラムに取り入れられるようになった。2005年7月現在、そのような講座は早稲田大学、法政大学、立教大学、上智大学、横浜市立大学、立命館大学、関西学院大学、広島大学、九州大学、長崎大学、鹿児島大学など全国50以上の国公立大学に広がっている。「平和学」（稀に「平和研究」）が書名の一部になっている研究書や教科書も次々に出版され、2000年以降だけでも17冊を数える盛況振りである（本報告末尾の参考図書参照）。

さらに、平和問題を重視する日本の学術体制は広島市立大学広島平和研究所をはじめ、長崎平和研究所、国際基督教大学平和研究所、明治学院大学国際平和研究所、東海大学平和戦略国際研究所、早稲田大学総合研究機構平和学研究所、明治大学軍縮平和研究所、沖縄国際平和研究所など日本全国に十指に余る平和研究所を誕生させ、今日に到っている。

以上のごとく、日本の学術体制が平和問題の科学的・学術的展開を媒介にして国際平和のために尽くしてきた実績は顕著であり、そのために果たした日本学術会議の役割はそのさらなる発展のためには極めて重要な要素であると言わねばならない。

このような包括的・学際的な広義の平和問題の研究は、あらゆる学問領域を代表する科学者コミュニティである日本学術会議にして、初めて本格的に取り組むことのできる分野であることは明らかであろう。その研究成果が、日本一国のみならず、近隣諸国はもとより、広く世界人類に貢献するものであろうことは改めて言うまでもない。

## ・国際社会が直面する諸問題の地平

冷戦構造の崩壊によって、これまで米ソ対決の陰に隠されていた諸問題が、一挙に表面化し、国際社会が直面する諸問題の地平も大きく変化した。

まず、第1に挙げられるのは、米ソ冷戦時代のようなイデオロギーに基づきいわゆる代理戦争・紛争ではなく、宗教、民族、言語などの確執に名を借りた地域レベルの武力紛争が激化したことである。1990年代の10年間に武力紛争が勃発した地域は80カ国に及び、1億5000万人の難民が発生した。

国連をはじめ先進諸国は、さまざまな形でこれらの紛争に介入を試みたが、ほとんどの軍事介入は究極的には成功していない。アフガニスタンのタリバン政権についても、イラクのフセイン政権についても、大国の軍事的介入によって非民主的政治体制は崩壊したが、両国の社会秩序が再構築され、治安が回復されるには到っていない。これに対して、非軍事的解決と紛争予防の道をさぐる非政府組織（NGO）など市民レベルにおける活発な動きと成功例が報告されており<sup>（注6）</sup>、近年、各国政府も官民協力の可能性を積極的に模索している。

第2に、平和に関する国際政治が複雑化したことが挙げられる。国連発足当時は、国家間の紛争を平和的に解決する国際的な枠組みは国連安全保障理事会のみであったが、今日では、広い意味での平和構築にたずさわる国連の諸機関は、数においても、規模においても飛躍的に増加した。

国連平和維持活動（PKO）に限ってみても、PKOはこれまで56カ国に派遣されてきたが、そのうち冷戦以後に派遣されたものは43件にのぼっている。2005年5月31日現在、16の活動と2つの政治的ミッションを展開中、105カ国65、

973人の軍事・警察要員が派遣されている。

しかし、同時に、国連は深刻な財政危機に陥ったままである。現在、国家の存立さえ脅かしているアフリカのエイズ問題についても、国連の世界マラリア、結核、エイズ対策基金は、年間70億～100億ドルの資金を必要としているにもかかわらず、僅か20億ドルにとどまっているような状況である(下掲の「平和学の課題」参照)。

さらに、国連システムの中でも、国連開発計画のような援助機関でなく、先進国が支配する市場経済志向の国際通貨基金、世界貿易機関、世界銀行などの比重が高まっており、途上国経済に大きな影響を与えている。また、国連システム以外にもグローバルな規模で展開する多国籍企業をはじめとする諸々のアクターが増大しており、国際政治環境への対応は困難を極めている。

第3に、社会主義の崩壊によって市場経済がグローバル化したことと、インフォメーション・テクノロジーの発展とがあいまって、南北間の格差が世界大に広がったことが挙げられる。さらに国際通貨基金・世界銀行などが推進する構造調整政策によって、途上国の中には、1日1ドル以下の生活を余儀なくされている「絶対的貧困層」が13億人にも昇っている。これは地球人口の5分1にあたる。こうした状況の半面では、1社の年間売り上げが、低開発国49カ国・6億人の国民総生産を合わせたものより大きい極端に肥大化した多国籍企業さえ出現している。

貧困の増大は、さまざまな人権侵害と環境破壊を生み出し、紛争や暴力やテロリズムの温床ともなっていることが指摘されている。それゆえ、国際社会全体の平和と安定にとって、貧困の根絶は最優先課題でなければならない。2000年9月、国連はミレニアム・サミットを開催し、2015年までに貧困数を半減させることを盛り込んだ「ミレニアム開発ゴール」を採択しているが、そのような取り組みにも、貧困解決の緊急性を読み取ることができる。

国連創設60周年に当たる2005年9月の国連総会では、「ミレニアム開発ゴール」についての新たなサミットが予定されている。ここでは、欧州連合や途上国が「ミレニアム開発ゴール」達成に向けての踏み込んだ提案を提出することが予想される。

第4に、「9・11」以降、国際的なテロリズムが頻発していることが挙げられる。「9・11」を契機に、「目には目を、歯には歯を！」という力の論理が台頭しはじめた。米政府はテロリズムを軍事力で押さえ込むとして、「9・11」をテロリズムではなく、戦争と規定し、「9・11」の首謀者と目されたオサマ・ビンラディンが潜伏しているという嫌疑のもとにアフガニスタン戦争を引き起こし、タリバン政権を崩壊に追い込んだ。

さらに、2002年6月、米政府はそれまでの報復主義から、一步踏みこんだ「先制攻撃」戦略を発表した。これはアルカイダのテロ組織が60カ国以上にも存在し、この組織に対して米国はいつでも攻撃することができるという戦略である。60カ国といえば、世界にいまある国の数では3分の一にのぼる。

先制攻撃戦略にもとづき、2003年3月20日、ブッシュ大統領はイラク戦争を開始し、圧倒的な軍事力とハイテク兵器をもってまたたく間にバグダッドを占領して、フセイン政権を倒した。同年5月1日、ブッシュ大統領はイラク戦争は終結したとして「勝利宣言」を発表した。

しかし、イラク戦争の大義であった大量破壊兵器やフセイン政権とアルカイダとの繋がりを証明することができず、2004年4月、ファルージャに対する米軍の包囲攻撃を境に、イラク全土で米軍に対する抵抗運動が起こり、2003年5月以来の米軍死者数は2005年6月現在ですでに1,700人を超え、イラク人の死者数にい

たっては100,000人を越えると推定されている。

しかしながら、米国の性急な軍事力行使と、国連決議やさまざまな国際条約を無視ないし軽視するいわゆるユニラテリズム（単独行動主義）に対する疑問が国際政治の舞台でも、ヨーロッパを中心にして起こっている。また、米国の上下両院においてさえ、イラク戦争の正当性と戦争継続への疑問と米軍撤退時期についての厳しい反省が生まれており、性急な軍事力行使とその有効性に対する批判が高まっている。

第5に、1992年、リオデジャネイロで地球サミットが開催されて以来 1997年にオタワで締結された対人地雷禁止条約はその顕著な例だが、NGOやその他の「草の根」の動きをはじめとする市民社会が国際政治を動かす場面が多く見られるようになった。例えば、英国とニュージーランドでほぼ同時期に始まった核兵器の非合法性に関するNGOの世界法廷運動は1994年の国連総会で取り上げられ、1996年に国際司法裁判所が「核兵器による威嚇と核兵器の使用は武力紛争に関する国際法、特に国際人道法に一般的に違反する」という画期的な勧告的意見を引き出すことに成功したのであった。また、1998年から2000年にかけて市民社会ぐるみで繰り広げられた最貧国の債務帳消しの国際キャンペーン、1999年11月のシアトルでの反WTOデモにつづく大規模な反グローバル化の波、さらに、イラク戦争直前の2003年2月15日の2,000万人のグローバルな反戦デモなど、グローバルな市民社会の運動が盛り上がりを見せている。ニューヨークタイムズ紙はこのような世界市民社会の平和への熱意を総括して「世界には2つのスーパーパワーがある。米国と世界世論である」とまで言い切った。

最後に第6として、世界から日本国内へ目を転じると、世界平和に対する日本の貢献の問題が複雑化していることが挙げられる。原則として武力によらない平和の考え方に立つ日本国憲法と、冷戦の一環として存在し続けた駐留米軍および自衛隊との間に鋭い緊張関係があったが、自衛隊の行動は日本国憲法によって厳しい制約のもとに置かれてきた。しかし1990年代以降、日本の軍事的役割「軍事的国際貢献」を拡大しようとする動きが急であり、日本国憲法の下で日本が築いてきた平和志向の社会が揺らいでいる。このような状況は、日本国内においても、平和問題への学術的・客観的取り組みの必要性、緊急性がますます高まっていることを示す証拠である。

## ・平和学の課題

### 1) 核兵器・通常兵器・安全保障

#### 核兵器の廃絶

核兵器の廃絶は、核兵器の使用による唯一の被害国である日本の悲願であるが、米ソ冷戦という核兵器開発競争の主たる要因であった国際状況が決定的に変化したにもかかわらず、冷戦時代とは別の理由により、依然としてその実現には程遠い状態にある。米口間の核兵器削減にもかかわらず、地球上にはいまなお約30,000発の核兵器が存在しているが、核兵器が存在し続ける限り、ヒロシマ・ナガサキの悲劇が再現されないという保証はない。核兵器に関する唯一の国際条約である核不拡散条約（NPT）は存在するが、核兵器についての「全面的かつ完全な軍備縮小」（NPT第6条）を目指す動きは見られず、また、現実には、核兵器はイスラエル、インド、パキスタンへと拡散しており、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）やイランなどのいわゆる「疑惑国」の核兵器保有の可能性も国際政治の大きな課題となっている。周知のごと

く、国際司法裁判所は、核兵器の破壊力と放射能による障害の際立った非人道性に最大の関心を払いつつ、1996年7月に発表した「核兵器の使用と威嚇の違法性に関する勧告的意見」において「核兵器による威嚇と核兵器の使用は武力紛争に関する国際法、特に国際人道法に一般的に違反する」という歴史に残る画期的な判断を示したのみでなく、さらに核兵器国が「核兵器の完全な禁止に向けて誠実に交渉する法的義務がある」と明言した。そうした中で、米国がミサイル防衛計画、宇宙発射核兵器、新世代の小型核兵器の開発計画に着手していることは、人類社会にとって重大な脅威であり、安全保障パラダイムの転換は火急の課題となっている。

#### 小型武器（小火器）の軍縮

小型武器（小火器）とは、拳銃、自動小銃、機関銃、迫撃砲、小型ミサイルなどの小兵器を意味し、地雷や手榴弾の類を含めることもある。大量破壊兵器とは異なり、国際的な規制がないまま大量に生産されて紛争地を中心に世界中に出回っている上、非合法取引についてはその実態さえ十分把握されていない。正規軍・非正規軍を問わず、また、犯罪組織でも安価に取得できるのに加え、未成年者でも簡単に使用できるという特徴をもつ。

小型武器の多くは、東西冷戦期に大国から「援助」の形をとって途上国や反政府ゲリラなどに流れて過剰に蓄積されたが、冷戦後、不要となった地域から安価で売却され、さらに第三国や組織に流れている。近年の地域紛争などでの主要な武器は大量破壊兵器よりはむしろ小型武器であり、「現実の大量破壊兵器」とさえ呼ばれる。

2001年7月には国連で小型武器会議が開催され、その非合法取引防止と撲滅に向けた「行動計画」が採択され、外務省は英国ブラドフォード大学平和学部などの協力を得つつ、一定の役割を果たしつつある。2006年に「武器取引規制条約」の成立をめざす国際的な動きがあるが、一方では、紛争地域に現存する小型武器をどのように回収・破壊するかが重要な課題となっている。

また、1991年の湾岸戦争以降、対戦車小型兵器として大量に使用されている「劣化ウラン弾」は、広範囲の環境放射能汚染と長期にわたる人体被害をもたらす危険性が問題視されており、被害の臨床的、疫学的、科学的調査・研究は平和学の緊急の課題である。

#### 情報化時代の防衛

これまで大国間の防衛問題を論じる場合、しばしば「核の傘」の問題が取り上げられてきた。「核の傘」は、非核保有国が核攻撃を受けた場合、同盟関係にある核保有国の核兵器によって報復するという約束に基礎を置いている。

しかし、情報化時代に入るとともに、「核の傘」に加えて「情報の傘」という概念が生まれた。1996年、ジョセフ・ナイらは *Foreign Affairs* 誌<sup>(注7)</sup>で、広域の出来事に関する情報をリアルタイムで掌握する米国の新たな軍事能力は、「核抑止力」と類似の機能を友好国に提供できるとして、これを「情報の傘」と呼んだ。攻撃目標の選定とその位置の特定、戦果の確認などを正確に行うためには、偵察衛星・無人偵察機・電子戦情報収集機などを駆使した高度の情報収集・分析能力が不可欠であり、こうした高い情報技術能力に裏付けられた「情報の傘」の提供の有無が国家の安全保障を左右することになる。「情報の傘」は「軍事情報」に限られず、サイバー攻撃に対する対抗手段や、全地球規模の通信傍受システムの情報管理などの面でも新たな戦略的意味を有する。

情報分野での先端的な科学・技術の独占的な戦略的利用をめぐる問題は、国家安全保障についても新たな検討課題を提起している。

#### 国家安全保障と人間の安全保障

もともと安全保障という概念は、外敵から軍事力で国家を防衛する「国家安全保障 (national security)」と結び付けて理解されてきた。が、1982年のパルメ委員会報告書『共通の安全保障』(Common Security)<sup>(注8)</sup>の頃から、安全保障概念の変化のきざしが見られ、変化は冷戦後の1990年代に全面的に展開した。人々の安全を脅かすものは米ソ核戦争ではなくなり、さまざまな安全保障が語られた。たとえば地球環境の悪化が人々の安全の脅威と考えられるようになり、環境安全保障という概念が生まれた。なかでも重要なのは、国連開発計画が『人間開発報告書1994年版』で打ち出して急速に広まった「人間の安全保障 (human security)」の概念である。開発援助機関である国連開発計画がこの概念を打ち出した意図は途上国の健全な発展の重要性を改めて訴えることであったが、人間の安全保障の概念は魅力的な概念であり、平和学やNGOによって急速に使われるようになった。また同時に、この概念は政府にとっても魅力的であり、カナダ政府や日本政府がその外交のスローガンとして人間の安全保障の概念を使うようになった。もともと人間の安全保障の概念には曖昧さがあり、たとえば軍事力の役割に関する認識、さまざまな文脈、目的で使われている。とはいえ、安全を保障すべき単位として個人、ひとりひとりの人間の生命と生活を打ち出した点で、人間の安全保障という概念の意義は決して小さくない。

## 2) グローバリゼーションと国際法

#### 人道的介入について

ある国において住民に対して大規模な苦痛や死がもたらされているとき、それを止めることを目的として、その国の同意なしに軍事力をもって介入することは人道的介入と呼ばれている。現在の国際法では、国連憲章2条4項の武力行使禁止原則があり、人道的介入は違法であるという認識が強い。しかし、とりわけ1999年、コソボにおけるアルバニア系住民への大規模人権侵害、虐殺を止めることを目的とするNATOのユーゴ空爆が人道的介入であると主張されたことを契機に、人道的介入を法的に承認すべきだとする議論が盛んになった。アナン国連事務総長の呼びかけにこたえて、カナダ政府のイニシアチブで設置された「介入と国家主権に関する国際委員会」が2001年12月に出した報告書『保護責任』(The Responsibility to Protect)<sup>(注9)</sup>が、人道的介入に関して、現時点で最も熟慮された立場といえよう。この報告書は、住民を保護する主権国家の責任、保護責任から議論を始める。そして、主権国家が保護責任を果たせないとき、国際社会は介入しうるとする。人道的危機を予防することが重要であるが、大規模な人命の喪失や民族浄化が起きたときには、軍事介入もありうると述べている。そして、軍事介入が正当化される要件を挙げている。これに対して、NGOあるいは日本国憲法の立場からは、無辜の人々の不条理な苦痛や死を防ぐために、国際社会が介入することは必要であるとしても、それはあくまでも非軍事的、非暴力的になされるべきであると主張されている。

#### 非軍事的手段による紛争解決・紛争転換

「軍事力の限界を熟知しているのは将軍たちである」と言われているように、軍事力は万能ではない。それどころか、軍事的手段によるよりも非軍事的手段による紛争

解決・紛争転換のほうがか永続的な平和と安定をもたらすという有力な研究もある（カナダと米国で活躍した経済学者ケネス・ボールドウィングの諸研究など）。とりわけ1980年代以来、紛争に対して非軍事的、非暴力的に対応しようとする実践が世界で行われてきた。ここでは3つのことを指摘したい。1つは、NGOによる非暴力的介入とよばれる方法である。トレーニングを受けた多国籍の非武装の市民チームが、要請を受けて紛争地に入り、そこで監視や護衛をすることで、紛争の暴力化を防ごうとする。これはいわば国際社会の目による暴力の抑止である。1981年に設立された「国際平和旅団」、2002年に設立された「非暴力平和隊」などが非暴力的介入を実践している。2つ目は、ドイツをはじめとするヨーロッパ諸国で行われている「市民平和活動」（Civil Peace Service）とよばれるものである。これは非軍事的、非暴力的に平和構築にたずさわる「ピースワーカー」を政府の予算で紛争地へ派遣するものである。これは、1990年代末、最初に市民平和活動を始めたドイツでは、NGOと政府の共同のプロジェクトとなっている。市民平和活動は、バリエーションを伴いつつ、ヨーロッパ各国で行われている。そして3つ目として、国連平和維持活動において、軍隊ではなくて文民の役割が拡大していることである。1990年代の複合的なPKOにおいては、文民警察官や法律家など、非軍人の役割が非常に大きかった。PKOにおいても、軍隊の役割の縮減が起きているのである。

#### 経済と金融の分野におけるグローバリゼーション

1980年代、日、米、ヨーロッパなどの先進国においては、新自由主義政策が導入され、また途上国においては、国際通貨基金・世界銀行など国際金融機関による構造調整プログラムが導入された。さらに90年代に入ると、冷戦の終了により、旧ソ連・東欧が市場経済に移行した。その結果、情報化の発展もともない、とくに、産業、金融、貿易、交通、通信などの分野において急激にグローバリゼーションが進行した。

これらグローバリゼーションは、人類にとって多くの恩恵をもたらした。一定の人びとはこれまでにない豊かな生活を享受することができるようになった。しかし、一方では、グローバリゼーションがさまざまな格差を増大させたことも事実である。地球上には、これらグローバリゼーションの恩恵を受けることができない多くの人びとを生み出した。それは、主として、途上国に集中している。国連は、2000年9月のミレニアム総会において、衣・食・住・教育・保健衛生という「Basic Human Needs」を奪われている絶対的貧困者の数が、13億人に達していると報告した。

国際的には、すでに1970年代より、飢えと貧困を「構造的暴力」と規定し、平和学の課題としてとりあげてきた。今日、グローバリゼーションがもたらしているマイナスの側面である地球規模の格差の増大と絶対的貧困を平和学の重要なテーマとしてとらえなければならないだろう。

#### グローバル化するテロリズム

一般に、貧困の増大と格差の拡大は、テロリズムの温床となる。心理的恐怖心を引き起こすことにより、政治的主張や理想を達成する目的で遂行されるテロリズムは、革命時や内乱時の特徴だが、近年では紛争地帯においてはもとより、それ以外の地域においても頻発するようになり、テロリズム発生の原因究明とテロリズム予防の研究は焦眉の急である。ハーヴァード大学のヤン・シュライバー教授（刑法学）はテロリズムを「究極の兵器」と呼んで、これを対症療法的に処理することの不可能性を指摘している（注10）。もしそうであるならば、テロリズムと核兵器には共通性がある。な

ぜなら、核ミサイルによる攻撃にも防衛手段はなく、核兵器による対抗措置しかないからである。その結果、米ソ（米口）の核兵器開発競争は激烈を極め、ピーク時には両国だけで7万発近い核兵器を保有するに到った。テロリズム対策も、軍事的に封じ込めるという対症療法的な方法では、社会全体が武力（＝暴力）によって覆われ、かえって不安定な状態になる。さらに、反テロリズム戦争の名の下に基本的人権の侵害が日常化し、民主主義諸制度は崩壊しかねない。国際社会の不平等な現実を容認したままグローバリゼーションが進むならば、テロリズムもまたグローバル化せざるを得ない。それゆえ、テロリズムの根源を学術的に解明し、安心して生活できる社会を再構築するための学問的な努力が求められている。

### ユニラテラリズム（単独行動主義）の問題

米ソ冷戦終結後、唯一の超大国となった米国は、これまで国際社会が合意してきた「マルチラテラリズム（多国間主義）を原則とする解決の枠組み」から離脱し、「ユニラテラリズム」（単独行動主義）政策を採用している。少数の特殊部隊と海空のミサイルによる爆撃をセットにした「ブッシュ・ドクトリン」をもって、国連や国際法の枠外における軍事力の行使と軍事力を背景にした強行策を世界各地で推進しているのはそのためである。具体的には、地球温暖化防止に関する京都議定書からの離脱、包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准拒否、国連安全保障理事会の承認もないままのイラク攻撃などに、「単独行動主義」政策の一端を見ることができる。

「単独行動主義」政策のもとで、「われわれに与するか、テロリストに与するか」という二分法的な問題が設定され、「悪の枢軸」または「ならず者国家」と目された国に対しては、イラク戦争の場合がそうであったように、「大量破壊兵器疑惑」といった不確実な理由で「先制攻撃」を断行し、戦争を正当化することさえ行われている。その背景には石油資本の権益や「ネオコン」と呼ばれる新保守派の台頭があると見られている。また、世界最大・最強の核保有国である米国が、核兵器廃絶はおろか、ミサイル防衛計画を推進して「使える核兵器」の開発に突き進みつつあることは、広島・長崎以来実戦で使われることのなかった核兵器使用の危険性の点でも、新たな脅威を生み出さざるを得ない。

国際社会の協働による地球的問題群の解決の展望の中で、米国の「単独行動主義」が有する問題点を学術の面から分析し、明らかにすることは現代平和学の重要な課題である。

### 3) 構造的暴力の諸相

#### 環境破壊・環境汚染と平和

環境破壊・汚染も貧富の差の拡大を媒介にして紛争を引き起こすことが多い。すなわち、経済活動による富の獲得の背景には万人が共有すべき自然環境の破壊、さらには社会における財の寡占がしばしば観察されている（「入会地の悲劇」<sup>（注11）</sup>）。たとえば、木材の切り出し、地下資源の採掘、魚介類の大量捕獲などは資源そのものの枯渇のみならず大量捕獲に伴う地域の環境破壊を引き起こしている場合が多い。とりわけ自然環境の破壊は人の生存を直接的に脅かし、財の寡占は貧富の差を拡大して社会的な対立、ひいては武力紛争を引き起こす。また、不法投棄された廃棄物を税で処理することは、税の適正な執行とは言い難く、これも貧富の差の拡大をもたらす。

世界と地域の平和を育むために、公正な経済活動は不可欠である。経済協力開発機

構の汚染者負担の原則の徹底こそ、不公正な経済活動を是正し、ひいては自然環境を保全し、紛争の緩和に直結する有効な策である。平和学がめざす平和な社会は公正な経済活動とそれぞれの地域の気候風土に融和した独自の文化を育む過程の中にこそ期待できるのである。

### エイズその他の感染症

1980年代に入って初めて、人類に対する脅威として登場してきたのがHIV/AIDSである。現在までにおよそ6,000万人が感染し、毎年約300万人が死亡している。予防のための国際的な取り組みが強化されない限り、2002年から2010年にかけて低・中所得国126カ国の4,500万人が感染するものと危惧されている。中でもアフリカには全世界の7割以上に当たる2,900万人もの感染者が集中しており、5人に1人という高い発症率で感染者を抱えている国では、国の存続さえ脅かされるに到っている。

ただ、HIV/AIDS予防ワクチンが開発されていない現在、予防のためには教育が最も重要であり、若者や伝統的に教育を享受しにくい国の女性に対して特別の配慮が必要である。

また、マラリアは90カ国以上の国や地域で流行しており、毎年約3億人が発症している。結核は毎年800万人が新たに感染し、途上国成人の最大の死因となっている。<sup>(注12)</sup>

こうした感染症は、グローバル化の進展に伴って人々の移動がますます容易になるにつれ、途上国のみならず、先進国にとっても見過ごすことのできない社会問題となっている。国連は、「マラリア、結核、エイズ世界募金」を設立し、各国の協力を要請しているものの、資金の集まりが悪いため十分に有効な対策が打てていないのが現状である。

### 宗教・人種・民族問題

宗教・人種・民族間などの対立は、米ソ冷戦時代においても潜在的な紛争要因として認識され、時に表面化することもあった。それが冷戦終結以後には一挙に顕在化し、いわゆる「エスニシティ」のアイデンティティ問題とも複雑に絡み合っ、現代世界における主要な紛争要因となっている。たしかに宗教・人種・民族などの共通性(「文明的要素」)が、排他的・競争的な政治性を帯びると暴力的な対抗関係を生み出す要因になる。そして、多かれ少なかれどの国家も、その社会制度は固有の文明的要素と不可分な関係をもっている。それだけに相互の政治的・経済的・文化的な交流や相互理解が求められる。

近年、イスラム諸国をめぐって表面化している武力紛争の解決にはとりわけこれが強く求められる。米国の政治学者サミュエル・ハンティントンの「文明の衝突」論に対して、イランのハタミ大統領が「文明間の対話」を提唱し、国連が2001年を「文明間の対話年」としたのもそれを示している。

また、一見、「文明の衝突」に見える紛争も、その背後にある失業・貧困・社会階層間の格差やいわゆる「南北問題」など、構造的暴力の問題としても解明が必要である。宗教・人種・民族問題等は、単なる異文化間の対立と誤解というような皮相な次元では把握しきれない。その複雑な様相の学術的解明は、平和のための世界的に重要な研究課題である。

### 構造的暴力から見たジェンダー問題

構造的暴力の解消と取り組んでいる平和学にとって、ジェンダーの視点に立つことの重要性は多言を要しないだろう。1990年代、国連は、子ども、環境、人権、人口、社会開発（貧困の根絶、雇用の増大、社会的統合）、人間居住、教育などの課題でサミット級のマンモス会議を開き、それぞれ行動計画を採択した。これら行動計画の達成を保障するのは、加盟国政府の政治的意思であるが、同時に世界の女性が果たす役割が決定的である。女性は、一方で戦争の犠牲者であり、貧困の重荷をもっとも背負っているのだが、他方では平和構築と持続可能な開発の主体でもある。

また、性のいかに問わず、ジェンダー問題への意識啓発は、異質なものを排除する非寛容な「排除の論理」を人間が身に付け、社会制度化していくプロセスに気付かせることを可能にする。セックスとジェンダー、その関係性、セクシュアリティの多様性など、人間社会構造のなかのさまざまな「力関係」を具体的に分析、批判し、変革していくことが平和学には不可欠となっている。また、そのことを通し、自身がとらわれてきた社会通念を批判し、行動につなげていくこととなる。

## 4) 戦争の記憶と責任問題

### 戦争責任と戦後補償

近年、歴史認識をめぐる隣国との意見の対立が表面化している。すでに1986年、中曽根康弘首相は「侵略戦争の責任を持つ特定の指導者が祀られている靖国神社に公式参拝することにより、アジア近隣諸国の国民感情を結果的に傷つけることは避けなければならない」として公式参拝を中止、1993年には、細川護熙首相が「過去のわが国の侵略行為や植民地支配などが多くの人々に耐え難い苦しみと悲しみをもたらしたことに改めて深い反省とお詫びの気持ち」を表明し、翌1994年、村山富一首相もこれを受けて「過去の歴史を直視し、正しくこれを後世に伝える」ことの重要性を表明した。このように、歴代の総理大臣が表明した近隣諸国へのきめ細かい配慮は世界有数の経済大国となった日本がアジアにおいてどのように行動すべきかを明瞭に示している。

また、戦後補償の点では、中国・台湾・韓国はいずれも「国家としての賠償請求権」を放棄したが、近年、いわゆる「軍隊慰安婦」や「強制連行」などの戦争被害者たちが「個人の賠償請求権」は残るなどと、70件をこえる訴訟を提起していることが注目される。

日本学術会議としても、関係国との平和的国家関係の樹立に寄与するためにも、隣国の学術団体と共同して歴史認識の共有化に努力するとともに、極東国際軍事裁判、サンフランシスコ講和条約、さらには2国間の国交回復などの歴史的過程を正確にふまえて、日本の未決の戦争責任、首都東京をはじめとする60以上の諸都市を灰燼に帰せしめた無差別的な空襲や原爆投下にかかわる米国や連合国の戦争責任やシベリア抑留にかかわるソ連（ロシア）の戦争責任などの諸問題を学術的に解明することが重要である。

また、ユーゴ紛争やルワンダ紛争をはじめ、現代社会の紛争にかかわる責任と補償の問題に加えて、南アフリカの真実和解委員会に見るような和解プロセスの可能性と課題を明らかにすることも平和学の現代的で重要な研究テーマである。

## 5) 平和の創造に向けて

### 多民族・多文化の共生

21世紀の世界は、一方では、例えば欧州連合に見られるように国境が消え、通貨（ユーロ）が単一化され、多民族・多文化の共生が現実化し、世界の統合化が進んでいるが、他方では欧州諸国においてさえ、人種・民族差別、外国人排除の動きが顕在化しているなど、多民族・多文化の共生によって特徴づけられる社会の実現に逆行するような自民族中心主義（ethno-centrism）も同時進行している。しかし、民主主義社会の大原則は、人種的・民族的・性的・文化的・言語的マイノリティの人権が最大限に保障されていることであり、それは平和と社会的安定の土台でもある。外国人労働者、難民、先住民などの多様な人々が、いかに社会の中で迫害・排斥されずに人としての権利を維持することができるかということは、地域社会・国家・国際社会のそれぞれのレベルにおける重要な鍵である。そのことは、「テロリズムに対する新しい戦争」が叫ばれ、グローバル化がマイノリティや低所得層を収奪する状況下において、取り込まれなければならない緊急の課題である。多民族・多文化の共生とは、そのことを目指して実現していく過程そのものにおいて、結実していくものである。個人・社会・組織・国家・地域などの様々なレベルにおいて、対話をとおした寛容・受容の精神、そして社会構造を創造していかなくてはならない。

### 平和創造における芸術の役割

近年、平和学の研究と教育が普及する中で、日本平和学会・国際平和博物館会議・国際平和研究学会などでは、「芸術と平和」というテーマが取り上げられるようになってきている。21世紀に入り、世界の状況がさらに混迷化する中で、平和創造のためのソフトパワーを多元化し、強化していくために、さまざまな学問と現場とが連携しながら平和学の内容を豊富化し、魅力あるものとしていくことが要請されている。

そのために、平和学の中でも研究対象としては取り上げられることの少なかったテーマである芸術の分野と連携し、芸術活動の現場から学ぶことで、平和学の創造的展開が模索されつつある。こうした試みは、平和学・平和研究、平和教育、平和活動が三位一体的に統合され、平和学が机上の理論ではなく市民生活をより豊かにするための契機として捉えられるようになってきたからにはほかならない。平和創造のために、音楽、文学、演劇、舞踊、映画、建築、絵画、彫刻、写真などさまざまな分野で活躍する芸術作品の学術的評価が確立される必要がある。

### 平和文化

人間が、自然に手を加えて形成してきた衣食住ほかの生活様式や諸制度を一般に文化と呼ぶが、暴力による紛争処理をこととする社会もまた所与の人間性にあるのではなく、人為的なものであると考えられる。人間の自然状態を「万人の万人に対する闘争」（ホブズ）の社会として捉えることはそうした思想の生まれた時代を反映しているに過ぎず、人類社会の科学的説明とは言い難く、これを反証する有力な文献も少なくない<sup>(注13)</sup>。

また、文献に頼るまでもなく、国民の多くが自己防衛を理由に銃を保有している米国社会の頻発する銃犯罪とその他の先進諸国社会のそれとの比較によっても明らかであろう。ところで、人間が、本来、平和的であり、戦争や暴力は人間の本質から逸脱したものだということは古くはJ・J・ルソーによって、近年では世界の科学者達

が「暴力についてのセビリア声明」<sup>(注14)</sup>によって、明らかにしているところである。

国連総会によって、2000年は「平和文化の国際年」、2001年から2010年は「世界の子どもたちのための平和文化と非暴力文化の10年」として決議され、世界中が平和文化をつくるために努力している。「暴力についてのセビリア声明」では、そもそも人間に攻撃本能(闘争本能)があるという学説にも科学的な批判を加えているが、日本学術会議としてもこうした論争に加わり、ユネスコなどの国際機関と協力しつつ、積極的な姿勢で学術的な解明に力を注ぐ責任がある。

### 平和教育

平和教育は過去の戦争を反省し、平和的手段による平和の構築を目指す教育であると同時に、他人に対する優しさ、思いやり、いたわりといった平和の心を涵養する教育である。したがって、平和教育は、軍国主義や帝国主義を批判的に学習し、かつ人類社会における弱肉強食・適者生存などの現象を肯定する「社会ダーウィニズム」の対極にある「共生の哲学」を根本原理とする。

また、想像力や創造力を育み、それらを平和的に活用していくことが求められており、社会や関連の分野にとらわれず、芸術などの分野においても、学校教育の中で取り扱っていくことが要請される。ただし、その場合、暴力へ加担する政治によって濫用されるような芸術教育、言語教育、歴史教育であってはならないということを確認する必要がある。

核兵器の拡散、「やられたらやりかえす」式の武力や腕力による争いごと、掃討作戦と自爆攻撃の応酬、中学生同士の殺人などが横行し、途上国の貧困や無秩序が放置されたままの現状など、非暴力的な解決が要請されている範囲は広く、学校教育の範囲にとどまらない地域ぐるみの教育・学習が試みられるなど、国の内外において平和教育の必要性はますます高まっている。

また、近年では、平和教育における平和博物館の役割が再認識され、日本は「平和博物館運動がある唯一の国」として、国際的な貢献をすることが求められている。世界には百館以上の平和のための博物館が存在しているが、日本にはその半分以上が存在しており、「平和のための博物館国際ネットワーク」においても先進的役割を果たしている。

### 平和運動

平和運動は民主主義社会成熟のための指標であり、法治国家の欠陥を補うメカニズムの一環をなしているばかりでなく、国際社会においても類似の役割を担っている。軍国主義的イデオロギーの蔓延、軍産複合体 初めて“Military-Industrial Complex”という言葉を使ってその肥大化に警鐘を鳴らしたアイゼンハワー米元大統領のFarewell Speechは有名である、武器貿易、海洋や宇宙の軍事化、戦争犯罪の隠蔽など、草の根レベルにおける平和運動が明らかにし、批判的に分析してきた事象は少なくない。

例えば米国のローレンス・ウィトナーによると、1945年に米国民の69%が原爆の開発を支持していたが、平和運動・教育の影響で1998年には核兵器に反対する米国人は61%に上昇している<sup>(注15)</sup>。またイラク戦争の場合、戦争が始まる前から世界各地で平和運動が盛り上がり、スペインでは政権交代にまで至った。

そもそも平和学は、いかに平和な世界を実現するのかを追求する平和運動の中で始まったのであり、平和学の課題も、平和運動が取り上げる諸問題と関連することが少なくない。日本の平和運動では、反核平和運動が最も国際的に知られているが、第2

次世界大戦中の米軍機による空襲の記録活動や戦跡を保存する活動、また日本の戦争責任を追及する取組や他国との友好のための国際的活動も重要であり、平和学の分野で重要な課題として研究されている。平和運動は戦争を防止するための最も重要な最後の砦であり、その理論的研究は平和学に課せられた喫緊の課題の一つである。

### ．平和学の継承とその発展の必要性

以上に述べてきたごとく、現代世界が、その驚異的な科学と科学技術の進歩発展にもかかわらず、その反面では、核兵器、環境汚染、人口爆発、貧困などによって永続的繁栄を阻まれ、人類存続の危殆に瀕していることは明らかである。それゆえ、平和学はいわば「人類生き残りのための究極の学問」とさえ言われ、政治、経済、産業、学術、教育、芸術、スポーツ、娯楽等、あらゆる人間的営みの土台を確実なものとするためにも、より一層の学際的な協力と学術研究者のたゆまぬ研鑽を媒介にして科学的に考究され、発展していくことが要請される。

平和学の土台が強固に構築され、その学術成果が広く社会に受容されない限り、国や地域の繁栄もグローバル化された世界の安定も砂上の楼閣でしかあり得ないであろう。人類共生を理念とする平和の在り方と実現の方策を適切に考える教育を世界規模でおこなうことが喫緊の課題であることは言うまでもない。それゆえ、平和学・平和研究と平和教育はいわば車の両輪であり、両者のさらなる発展と協力によって国際社会の安全と平和に寄与することは、「科学者の総意の下に、我が国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献」することをその使命とする日本学術会議に課せられた歴史的課題であり、継承すべき現代的命題である。

平和問題研究連絡委員会は、平和学の発進と発達に貢献し、その基盤拡充に資する学術資産を築いてきた。日本学術会議は、その発足以来、これらの歴史的学術資産を拡大しつつ、「戦争の諸原因と平和の諸条件」を究明することに精力的に取り組んできた。本委員会は、その設置の趣旨を体して、平和に係わる広汎な国際的諸問題を積極的に取り上げ、学術研究を継続し継承してきた。新しい日本学術会議ならびに新しく認知される日本の科学者コミュニティにおいても、日本一国の国益（national interest）に留まらず、人類益（human interest）の達成という高い見地から、平和に係わる諸問題の現状打開策を徹底的に研究し、直接的・構造的暴力の克服と世界平和構築の要請に応える必要がある。

### 参考文献

- （注1）第9期日本学術会議勧告「我が国における平和研究の促進について」（1974年11月20日）
- （注2）第10期日本学術会議国外調査資料（冊子）『IPRA活動要覧』（1977年）
- （注3）第15期日本学術会議対外報告「平和に関する研究の促進について 平和学の歴史、現状及び課題」（1994年4月）
- （注4）第18期日本学術会議対外報告「『平和学』の研究推進の提言 日本の学術研究者の自省」（2002年11月）その英訳“Recommendation for Promoting Research on Peace Studies —A Self-Reflection of Japanese Academic Researchers”は “In Pursuit of Peace, Human Rights and Human Security: A Message from Japanese Scientific Community”（The Science Council of Japan, 2005）に収録

- (注5) 斎藤哲夫・関寛治・山下健次編『平和学のすすめ その歴史・現状及び課題』(法律文化社、1995年)。(第15期日本学術会議平和研連における研究成果の集大成)
- (注6) 三好亜矢子・若井晋・狐崎知己・池住義憲編『平和・人権・NGO』(新評論、2004年)
- (注7) *Foreign Affairs*, March / April 1996 Vol.75 No.2
- (注8) Palme Commission on Disarmament and Security Issues: *A World at Peace. Common Security in the 21<sup>st</sup> Century.* Stockholm, 1982.
- (注9) International Commission on Intervention and State Sovereignty, *The Responsibility to Protect: Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty*, Ottawa: International Development Research Centre, 2001
- (注10) Schreiber, Jan: *The Ultimate Weapon. Terrorists and World Order*, New York, 1978.
- (注11) Hardin, Garrett: “The tragedy of the commons”, *Science*, No.162,1968.
- (注12) ユニセフ『世界子供白書』(2005年版)
- (注13) Montagu, Ashley: *The Nature of Human Aggression.* Oxford University Press, 1976. (尾本恵市・福井伸子訳『暴力の起源 人はどこまで攻撃的か』どうぶつ社、1982年)。
- (注14) UNESCO: “The Seville Statement on Violence”, UNESCO, Paris, 1986. Wittner, Lawrence S.: *Toward Nuclear Abolition. A History of World Nuclear Disarmament Movement, 1971 to the Present.* Stanford, 2002.
- (注15) Wittner, Lawrence S.: “The Enola Gay, the Atomic Bomb and American War Memory” in *Japan Focus Newsletter*, June 23, 2005.

## 参考図書

- 日学選書7『冷戦後のアジアの安全保障』(日本学術協力財団、1997年)
- 川田侃著『平和研究』(東京書籍、1996年)
- 斎藤哲夫・関寛治・山下健次編『平和学のすすめ』(法律文化社、1995年)
- 白井久和・星野昭吉編『平和学』(三嶺書房、1999年)
- 高柳先男著『戦争を知るための平和学入門』(筑摩書房、2000年)
- 池尾靖志編『平和学をはじめ』(晃洋書房、2002年)
- 戸崎純・横山正樹編『環境を平和学する』(法律文化社、2002年)
- アエラムック『平和学がわかる』(朝日新聞社、2002年)
- 戸田清『環境学と平和学』(新泉社、2003年)
- ヨハン・ガルトゥング+藤田明史編著『ガルトゥング平和学入門』(法律文化社、2003年)
- ポール・ロジャーズ著・岡本三夫監訳『暴走するアメリカの世紀 平和学は提言する』(法律文化社、2003年)
- 児玉克哉・佐藤安信・中西久枝著『はじめて出会う平和学 未来はここからはじまる』(有斐閣、2004年)
- 小柏葉子・松尾雅嗣編著『アクター発の平和学』(法律文化社、2004年)
- 吉田康彦編著『21世紀の平和学』(明石書店、2004年)
- 日本平和学会編『グローバル時代の平和学』全4巻(法律文化社、2004年)

- 『いま平和とは何か 平和学の理論と実践』  
『いま戦争を問う 平和学の安全保障』  
『歴史の壁を超えて 和解と共生の平和学』  
『私たちの平和をつくる 環境・開発・人権・ジェンダー』  
星野昭吉 『グローバル社会の平和学』 (同文館、2005年)  
岡本三夫・横山正樹編著 『平和学の現在』 (法律文化社、1999年)  
岡本三夫著 『平和学 その軌跡と展望』 (法律文化社、1999年)  
岡本三夫・横山正樹編著 『平和学のアジェンダ』、(法律文化社、2005年)  
岡本三夫著 『平和学は訴える 平和を望むなら、平和に備えよ』 (法律文化社、2005年)  
Galtung, Johan: *Peace by Peaceful Means*, London & Oslo, 1996.  
Huber, Wolfgang u. Hans-Richard Reuter: *Friedensethik*, Berlin, 1990.  
Picht, Georg u. Heinz Eduard Toedt(hrsg.): *Studien zur Friedensforschung* Bde. I ~ XIV, Stuttgart 1969 ~ 1975.  
Lesley, Thomas J.: *Teaching Peace. Toward Cultural Selflessness*, Westport & London, 1994.

(順不同)